官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（二九三）　四
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九四）　五
○漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九五）　六
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二九六）　七
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（二九七）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二九八）
○日本学術会議法施行令（二九九）
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（八）

〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（総務七九）　三〇
○政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（同八〇）　三一
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（同八一）　三二
〔法規的告示〕
○高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示（文部科学六七）　三七
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（農林水産一一〇九）　三九
〔その他告示〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三〇一）　四一
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同三〇二）

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　四二
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四三
会社その他　四三
会社決算公告　四三

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百九十三号）（総務省）
第１　政治資金規正法施行令の一部改正
１　特定パーティー開催団体に係る読替規定の整備を行う。（第九条第一項関係）
２　確認書の写しの交付の方法を定める。（第十八条関係）
第２　政党助成法施行令の一部改正
公表対象報告文書の写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等について定める。（第七条～第九条関係）
第３　施行期日等
１　この政令は、令和八年一月一日から施行するものとする。ただし、前記第１の１の事項（政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項に限る。）の改正規定は令和七年十月一日から、附則第二項の規定は令和九年一月一日から、それぞれ施行する。（附則第一項関係）
２　その他所要の規定の整備を行う。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十四号）（経済産業省）
不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百九十五号）（農林水産省）
漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十六号）（農林水産省）
１　改正内容
(1)　漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合を百分の九十から百分の九十五に改定するものとする。（第二十二条の二関係）
(2)　その他所要の規定の整理を行う。